

特集《弁理士の海外研修・海外勤務》

# アメリカ特許法律事務所での 1年間の実務研修

会員 小山 雄一



## 要 約

現在勤務している特許事務所から、1年間、アメリカのピッツバーグにある法律事務所の実務研修に行かせて頂きました。勤務している事務所からは外国研修へ行った先例がなく、ビザの取得や現地の情報など、手探りで情報収集することから始めました。研修先の事務所では、主として特許の出願段階の手続を担当させて頂く中で、現地事務所の代理人の先生方やスタッフの方から多くのアドバイスを頂き、指導して頂きました。また、事務所以外の研修として、ワシントンD.C.にあるILIという機関で4週間の研修プログラムにも参加し、アメリカの法律についての基礎的な講義を受けました。二人の子供を含めた家族4人での渡米であったため、事務所での研修以外の面においても、地域の方と親交を深めることができました。“行き当たりばったり”的な研修であったようにも思われますが、それなりに得るものも大きかったように思います。アメリカへの研修を検討されている方にとって、少しでも参考になれば幸いです。

## 目次

1. はじめに
2. 研修先の現地事務所との交渉
3. ビザの取得
4. 家族の同行
5. 住居探し
6. 現地での生活の立ち上げ
7. 現地事務所での研修
8. ワシントンD.C.での研修
9. 特許法改正
10. 藤本事務所メンバーのアメリカ訪問
11. USPTOでの面接審査
12. 研修を振り返って

### 1. はじめに

私は、現在勤務している特許事務所から1年間、アメリカの法律事務所にてトレイニーとして研修に行かせて頂きました。勤務している事務所からは誰も外国へ研修に行ったことはなく、そもそもアメリカに研修に行かせてもらえるとは思っていませんでした。どのようにしたらアメリカに行くことができるのか、自分ではアメリカで何ができるのか、行って何か得られるものがあるのかなど、長い間考えていました。そんな時目にしたのが、「国際人たれ、弁理士よ」という言葉でした。パテント誌の2008年5月号に掲載された、当時の日本弁理士会副会長、西郷義美先生の言葉です。私

はこのページを自宅の机の前に貼り付け、何度もこの言葉を見て自分自身を鼓舞しながら機会を探っていました。その後、事務所で米国研修の話があったときには直ぐに私の希望を伝え、その後、紆余曲折を経て正式にアメリカ研修に行かせて頂くことになりました。先例のない外国研修であったので、現地事務所へのアプローチやビザの手配、住居についての情報収集や契約、研修そのものの計画など、あらゆる準備を業務の合間に自分自身で行わねばなりません。そのため、“行き当たりばったり”的な研修となった部分も多かったように思いますが、いろいろと手探りしつつも自分自身で決断し実行してきただけ、得るものも大きかったように思います。私の体験談が、今後、アメリカでの研修を検討されている方にとって、少しでも参考になれば幸いです。

### 2. 研修先の現地事務所との交渉

私が勤務する藤本昇特許事務所（以下、藤本事務所）は、所属する弁理士が15名（2013年5月現在）の中規模の特許事務所であり、上述したように、外国での研修については先例がありませんでした。ですので、アメリカへの研修が内定した後は、所長およびパートナーと、具体的な米国研修のプラン、すなわち、研修先の候補となる事務所の選定、研修開始（渡米）時期、

研修期間、研修に要する経費の負担、その間の給料、仕事の引継ぎ、帰国後のビジョンなどについて、長い時間をかけて少しずつ話し合っていました。また、出発時期が決まった渡米一年前から、事務所との協議と並行して、研修先事務所の絞込みや、現地事務所との交渉を開始しました。

事務所の選定に於いては、藤本事務所と付き合いのある米国法律事務所のうち、取り扱っている技術分野や事務所の規模、場所、依頼件数などをいろいろ考慮したうえで、まず第一番目の候補としてペンシルバニア州ピッツバーグにある The Webb Law Firm という知財専門の事務所（以下、Webb 事務所という）を選びました。過去に依頼した特許出願案件において、とても良い印象を受けた事務所でした。この Webb 事務所には日本人スタッフがおらず、また、ピッツバーグという地方都市には知財関係の日本人も少ないであろうから、英語でのコミュニケーションという点では背水の陣で自分を追い込むことができ、研修にはちょうどよいだろうと楽観的に考えていたことも一つの理由です。

研修生として受け入れが可能かどうかを Webb 事務所に手紙を送って打診したところ、過去にも研修生を受け入れた経験もあり、私の研修も快く受け入れてくれるとの回答を頂くことができました。ただし、1年間の研修生を受け入れたことはないため、過去の実績に基づき3、4ヶ月ではどうかとの条件を提示されました。少なくとも1年は行きたいと考えていた私は、どうしても1年間の研修が必要である旨の手紙を、所長から Webb 事務所に送って頂きました。こちらの熱意が伝わったのか、それから1ヶ月ほど経って、Webb 事務所から1年間の研修受け入れを了承する旨の回答を頂くことが出来ました。

その後、Webb 事務所の先生が来日され藤本事務所にも来られる機会がありましたので、所長と私から研修受け入れについてのお礼を伝えるとともに、再度、私の気持ちを伝えて協力をお願い致しました。

### 3. ビザの取得

Webb 事務所から1年間の研修受け入れを認めて頂いた後、具体的な渡米準備を開始しました。最も分かりにくく手間を要したのは、ビザに関する情報収集と準備作業でした。ビザに関しては、それまでの調査で、法律事務所での1年間の研修に使えるようなビザとし

て、H3 ビザと J1 ビザがあるという情報を得ていました。さらに調査し、情報を集めていくと、これら2つのうちでも H3 ビザの方が私のようなケースにはより適しているらしいことがわかりました。H3 ビザとは、簡単に言うと、米国内でしか受けることのできない所定の研修を受けるために外国人が一定期間米国に滞在することを許可するビザであり、認められる期間は最大で24ヶ月となっています。

ビザの情報収集に際して最も参考にさせて頂いたのが、ビザ取得を専門に取り扱っている米国法律事務所の日本語ウェブページであり、最終的には、その事務所で移民専門の弁護士をされている日本人の先生に電話でコンサルティングを行っていたいた後、ビザ取得の手続きを依頼しました。H3 ビザは、最終的には日本にある米国大使館又は米国領事館に申請し、発給してもらうのですが、その申請には、国土安全保障省 (Department of Homeland Security) の一部局である米国市民権・移民業務局 (U.S. Citizenship and Immigration Services, 以下、移民局という) が発行する許可通知 (I-797B) が必要になります。この許可通知を得るには、受け入れ事務所である Webb 事務所が、移民局に対して必要書類と共に申請書 (Form I-907) を提出する必要がありますが、Webb 事務所は H3 ビザ申請の経験がなく、また、そもそも知財専門の事務所であってビザ申請については専門外ですので、この移民局への申請手続きと必要書類の準備を、その日本人移民弁護士に依頼しました。申請書に添付しなければならない書類としては、①研修の概要を説明した Webb 事務所から移民局への依頼書簡、②藤本事務所の概要を紹介した書面、③ Webb 事務所の概要を紹介した書面、④研修のスケジュールと内容を説明した書面、⑤研修を行う講師のリスト、⑥研修を行う Webb 事務所内の写真と配置図、⑦研修に使用する教材のリストとサンプル、⑧履歴書、大学院の修了証明書と成績証明書および日本弁理士会の会員証明書、⑨パスポートのコピー、⑩研修の目的と雇用証明に関する藤本事務所から移民局への書簡等が挙げられます。これらの書類を移民局に提出すると、ビザ発給の要件を満たしているかどうか審査され、問題がなければ許可通知が発行されます。通常、移民局への申請から許可通知の発行まで、2、3ヶ月かかるらしいのですが、325ドルのビザ申請料金とは別に1225ドルの特急料金を支払うことにより、早期審査を受けることができ

ると言われました。私は、計画していた渡米日程まで時間的な余裕がなかったので、やむなく特急料金を払って早期審査を申請しました。2月上旬に移民局へ申請してからちょうど2週間後、その日本人移民弁護士より、許可通知が出たとの連絡を受けることができました。

この許可通知についての連絡を受けた後、直ぐにアメリカ領事館での面接の準備に取り掛かりました。具体的には、アメリカ領事館のホームページにおいて、面接の日程と時間を予約するとともに、H3ビザの申請フォームに所定事項を入力してオンライン上で申請書を作成しました。面接当日は、ビザ申請書と、移民局からの許可通知 (I-797B)、パスポート、写真、返送用のレターパックなどを提出して、最後に面接を受けました。面接は、予想していたよりも簡単なもので、カウンター越しに係員から幾つかの質問を受け、それに答えて終わりました。H3ビザの貼り付けられたパスポートは、その後2週間ほど経って自宅に郵送されてきました。

必要書類の準備に取り掛かってからビザを取得するまで約3ヶ月かかりましたが、なんとか出発の日程間に合わせる事ができ、予定通り4月初めに渡米することができました。

#### 4. 家族の同行

私には妻と二人の子供がおり、子供は渡米前に小学3年生と幼稚園年中児でしたので、進学や受験を考慮する必要もない時期だと考え、多少足手まといになるだろうとは予測しつつこの米国研修に連れて行くことにしました。現地の小学校へ放り込めば、異文化の中で子供なりに何かを吸収できるのではないかと漠然と考えていたからです。幸いピッツバーグには日本人学校はなく(土日のみ開催される日本語補習校はありましたが)、現地校という選択肢しかありませんでした。しかし、現地の学校に通わせてみると、予想していたよりも親、特に母親の負担は大変なもので、毎日、朝夕にはバス停か学校まで送迎しなければならず、出された課題を一緒になって考えたり、何か行事がある毎に学校へ行って手伝いをしたり、とても慌ただしい日々を送ることとなりました。アメリカの学校では、日本よりも親が関与する機会が多く、学校行事に親がボランティアとして参加したり、先生とミー

ティングする機会も多かったように思いました。けれども、そのような活動を通して子供の同級生やその親とも顔見知りになることができ、その地域の多くの方々と親交を深めることができました。

一方、子供にとっては、初めの数ヶ月は先生や友達が何を言っているのか全く分からず、つらい状況が続いていたようですが、半年もすれば現地小学校の4年に進学した姉のヒアリングは私以上になり、同級生らと仲良く遊んだり、クラブ活動に参加して積極的に活動できるようになっていました。わけもわからないまま連れてこられ、日本人のいないプレスクールに放り込まれ、当初は「早く日本に帰りたい」と泣きながら不平を口にしていた幼稚園児の息子も、帰国する頃には逆に「帰りたくない」という気持ちも芽生えてくるほど、現地校(秋からは小学校に組み込まれたキンダーガーデン)の生活に馴染んでいたようです。

子供達がこのように短期間で英語に慣れ、学校にも馴染むことができたのは、英語を十分に話せない外国人でも寛容に受け入れてくれる現地小学校の受入れ体制、そして、親身になって面倒を見てくれた先生方のおかげだと感謝しています。

#### 5. 住居探し

滞在先となるピッツバーグはそれほど大きな都市ではないため、オフィスビルが林立する小さなダウンタウンの近隣には、古い商店街や住宅地、ショッピングセンターなどが点在しており、通勤圏内にある賃貸住宅の家賃は大都市と比べて安かったように思います。円高であったことも幸いしました。ただ、妻や子供の生活を考えると家賃や広さだけでは決められず、結局、大学へ留学に来られている日本人の方が多く住んでおられ、治安がよいと思われる地域から選択しました。不動産の情報は、Webb事務所から送ってもらった不動産情報誌や、creigslistというインターネットの情報サイトに掲載された賃貸物件、日本人コミュニティのウェブサイトに掲載された不動産情報などを参考にし、良さそうな物件を見つけてはメールで問い合わせをしました。しかし、私がぎこちない英語で問い合わせたのが悪いのか、それとも1年という短期の契約を望んでいるのが悪いのか、なかなか契約には至りませんでした。そんな中、インターネットでたまたま見つけた賃貸マンションの管理会社にメールすると、親切に回答して頂き、最終的にはその賃貸マン

ションの一室を契約するに至りました。契約できたのは、出発1か月前の3月上旬でした。

ピッツバーグには東京や大阪のような鉄道網がなく、南北に1本トラムが走っているだけであるため、私が物件を探していたエリアからダウタウンへは、バスで通勤する必要がありました。従って、賃貸物件の選択に際しては、バスの本数やルート、乗換の要否など、現地の複雑なバス事情を把握する必要がありましたが、このようなバス路線も含めた通勤ルートの情報については地図表示サイトのルート検索で、調べることができました。また、その街の様子についても、地図表示サイトの画像で調べることができましたので、賃貸物件を探す際にはよく活用しました。

幸いにも、私が契約できたその賃貸マンションは、ダウタウン行きのバス停の目の前にあり、本数が多い隣のバス停にも歩いて行くことができるという、通勤には好条件の立地でした。

## 6. 現地での生活の立ち上げ

家具付きの賃貸物件も幾つかありましたが家賃がとても手の届く範囲ではなく、渡米後にはまず家具や生活インフラの準備が必要でした。レンタカーを借りて大型家具店へ行き、必要最低限の家具と生活用品を買い揃えました。また、日本人コミュニティーのメーリングリストに参加していると、帰国する日本人が家具や生活雑貨を破格で販売してくれるムービングセールの情報が入ってきますので、急を要さない家具や電化製品については、そのようなムービングセールを利用して少しずつ買い足していきました。

さらに、いろいろな場面で役に立つ州の身分証明書(State ID)を取得し、日本から給料を送金するための現地の銀行口座を開きました。現地では必要な現金は、日本の銀行口座に振り込まれる給与をある程度まとめて米系銀行の口座へ振込み、そこから現地の銀行口座へ送金していました。身分証明書が取得できた後には、再びcreigslistを介して帰国する韓国人の方から中古車を購入し、その際にはAAAに加入するとともに車の購入に必要な保険の契約を行いました。これらの家具や生活用品、車等については、帰国の際に同様にしてムービングセールで売って帰ることができるので、滞在に要する実費としてはその差額分になります。

## 7. 現地事務所での研修

生活の準備が整った後、いよいよWebb事務所での研修が始まりました。事務所へ行ってまず驚いたのはその部屋(座席)の配置です。弁護士の先生方はほぼ全員、扉のある個室で仕事をされており、秘書の方も、各先生方の部屋の入口付近でパーテーションに囲まれた机に座っておられました。ビルのフロアは先生方の執務室で細かく区切られ、まるで迷路のようになっています。私の職場もそうですが、一般的な日本企業のオフィスのように部屋全体が見渡せる、いわゆる大部屋的な雰囲気職場とは全く違いました。ただ、そのオフィスは非常に手狭になっており、私とそのオフィスに通勤し始めてから約1ヶ月経ってから、新しいオフィスへの引越しがありました。新しいオフィスはとても広く、各先生方の部屋や共有スペースも非常にゆったりとしており、しかも、事務所のご厚意により私にも一人前の立派な個室を貸与して頂きました。仕事をする環境としてはこの上ないものであり、初めは気分よく仕事をしていたのですが、何日か勤務しているうちに事務所内で他の先生方やスタッフの方と会話したり、コミュニケーションをとる機会が非常に少ないことに物足りなさを感じるようになりました。そこで、何か不明点があったり、些細な疑問点を見つけるとすぐに誰かに聞きに行くようにしました。私が図々しくドアをノックして先生方の部屋にお邪魔すると、どの先生も快く私の質問に答えて頂き、わからない点を親切に教えてくれました。中には、とても早口で話される先生もおられました。何回も聞き直しながら少しずつしか理解できない私のペースに、根気よくつきあってくれました。

Webb事務所での研修では、私が最も関心のあった特許の権利化業務について、実際の案件に携わらせて頂きながら、いろいろと指導して頂きました。具体的な業務としては、OA対応のためのドラフト作成が中心でしたが、それ以外にもIDSの提出書類作成や仮出願の原稿作成、無効資料調査などを担当させて頂きました。OA対応では、私の勤務している藤本事務所からの案件も多数担当させて頂き、その指示内容について疑問がある場合には、時差の関係から帰宅後に藤本事務所へ電話し、同僚と話し合っただけで対応策を検討することもありました。私が作成したドラフトについては、実際に我々の案件を担当されることが多いアソシエイト弁護士の方にチェックして頂きアドバイスを頂

くことができましたので、参考になる点が非常に多かったように思います。

Webb 事務所では、書類の管理が全て電子化されており、全ての書類には、クライアント番号、案件番号、文書の種類 (Word, メール又は PDF), 種別 (出願時のもの, 権利取得段階のもの, USPTO からの通知等), 書面のタイトル, 作成者, 作成日時など, その書類の書誌的事項が関連してインプットされ, サーバーに保存されていました。事務所の全スタッフは, 毎日の業務で作成した書類のみならず, 特許庁やクライアントから受領した書類をすべて上記のような書誌的事項を付してデータを保存することになっていました。これにより, 過去に提出された書面のデータから, 参考になるものをすぐに探すことができ, また案件の履歴もパソコン上で即座に把握することができました。このファイリングシステムは, 私が業務する上でとても役に立ち, 英語力のない私が見よう見まねで英文のドラフト書面を作成できたのもこのファイリングシステムのお陰だったと思います。

これとは逆に, 事務所内では他人と気軽に話をする機会が少なく, 英会話という点では予想していたよりも上達しなかったと思います。上述したように, 先生方は全員 (そして私も) ほとんど回りの話し声も聞かない静かな執務室で仕事をしており, それ以外のスタッフの方も高いパーティションに囲まれた半個室で執務されているからであり, 気軽に無駄話できるような職場環境ではなかったからです。

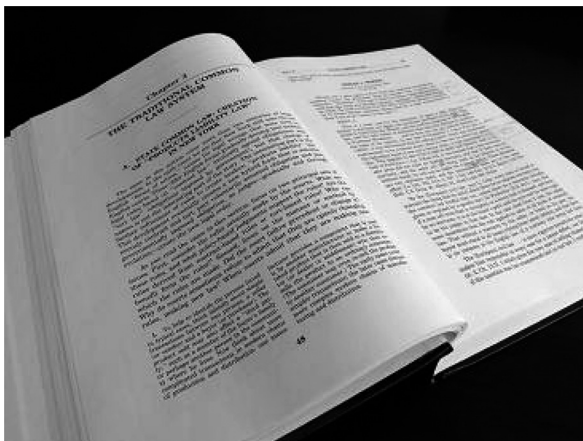
## 8. ワシントン D.C. での研修

Webb 事務所に研修受け入れを許諾して頂いたとき, 事務所以外の研修機関でも研修を受けることを強く勧められていました。いくつかの大学のサマープログラムも検討しましたが, 私の興味のあるテーマとは少し異なったものばかりでした。たまたまインターネットで見つけた International Law Institute (以下, ILI という) という組織で, 興味のあるプログラムを見つけたため, そこで研修を受けることに決めました。ILI はワシントン D.C. にあるジョージタウン大学の一部として 1955 年に設立された後 1983 年から独立した組織となっており, 外国の実務家や学生に対して, 法律, 経済, 財務等, 種々の分野の問題を取り扱った研修プログラムを実施しています。私が受講したのは, Legal English and Legal Writing, および

Orientation to the U.S. Legal System という 2 つのプログラムで, それぞれ 2 週間ずつ合計 4 週間の日程で行われるものでした。講師としては, ロースクールの教授や法律事務所の弁護士の先生が名を連ねられ, 受講生としては, 前半の Legal English and Legal Writing には, ブラジル, 韓国, トルコ, フランス, ナイジェリア, 日本など, 世界各国から 14 名が参加していました。参加者の職業は, 弁護士, 企業の法務部, 政府機関の方, 裁判官, 学生等と様々でした。Legal English and Legal Writing の講義内容は, アメリカの三権分立制度や連邦制度, 州と連邦政府の裁判所構成と裁判管轄, コモンローや判例法の考え方, 裁判手続き, 陪審制度など, アメリカにおける法律実務の基礎的な内容を中心とするものでした。実際の判例を取り上げながらアメリカの裁判所がどのようにして判例法を適用してきたかという講義は, とても興味深く受講することができました。また, 契約書の作成, 仲裁, 交渉など, 実際のビジネスに直結した講義もありました。ただ, 知的財産法については, 初級者向けのガイダンス程度の内容が 1 コマあるだけでした。プログラムの最後には, アメリカ最高裁判所を見学するツアーがあり, 一般の見学では入ることのできない法廷内部にも案内して頂く事ができました。

後半の Orientation to the U.S. Legal System では, 生徒が 6 人に減ったうえ, 教材であるケースブックを毎日 40 ページほど予習する必要があり, しかも教授から「この事件はどういう内容ですか?」「何が争点ですか?」などと質問を受けながら授業が展開されるため, 事案の概要を頭に入れた上で講義に臨む必要があり, ロースクールのような雰囲気を経験することができました。

ILI はワシントン D.C. の西側に位置するジョージタウン内にあるため, プログラムの受講期間である 7 月中旬から 8 月初めまでの約 4 週間はジョージタウンのホテルに滞在し, そこから毎日講義に通いました。その夏のワシントン D.C. は日中の気温が 40℃ 近くまで上昇する猛暑であり, 講義が終わる夕方頃でさえも, まだまだ外を出歩けるような気温ではありませんでした。そのため, 講義が終わった後も, どこへ行くこともできずホテルへ逃げ込むほかなかったので, おかげで予習復習に十分時間を割くことができました。



## 9. 特許法改正

ILIの研修が終わり、ワシントン D.C. からピッツバーグへ戻って短い夏休みをとると、8月の下旬には秋の気配を感じる涼しさとなりました。9月末まで厳しい残暑が続く大阪とは異なり、ピッツバーグの夏は短いようです。Webb 事務所に復帰して約1ヵ月経ち、忘れかけていた業務に再び慣れてきたころ、オバマ大統領が特許改正法案（AIA）にサインしたというニュースが飛び込んできました。

それから暫くの間、その改正特許法の内容の把握と説明資料の作成に追われるようになりました。Webb 事務所内でも改正法についてのミーティングが何度かあり、外部の機関や USPTO が開催するインターネットを介したセミナー（Webinar というらしい）を聴く会議もありましたので、他の先生方と一緒に聴講し、内容の把握に努めました。不明な点については事務所の先生方に何度か聞いたりしましたが、それでも理解困難な箇所がいくつかありました。ワシントン D.C. には、日本人の知財関係者が多数おられるため、そのような日本人を対象として改正法に関する日本語での勉強会やセミナーも開催されていたようですが、予想通りピッツバーグには日本人の知財関係者が皆無（カーネギー大学に研究留学に来られている特許庁審査官の方が一人おられるだけ）でしたので、なかなか効率よく疑問点を解消していくことができず、少し歯がゆい思いがありました。仕方なく自力で改正条文を読み、事務所の先生方に何度も質問しながら、なんとか改正法の説明資料を完成させ藤本事務所へ送りました。

## 10. 藤本事務所メンバーのアメリカ訪問

私がピッツバーグで研修している間に、藤本事務所のメンバーが訪問しに来るという計画が当初からあ

り、その一行が11月に到着しました。Webb 事務所を訪問した翌日にはワシントン D.C. へ移動し、ワシントン D.C. で一泊して幾つかの事務所を訪問し USPTO を見学した後、さらにロサンゼルスへ移動して別の事務所をいくつか訪問し、最終日にはラスベガスに立ち寄って帰国する、という1週間のハードスケジュールでしたが、私もこれに同行しました。私にとっても、ILIの研修で行ったワシントン D.C. 以外、初めて訪れる所ばかりであり、仕事上付き合いのある他の事務所の先生方とも初めてお会いすることができ、とても充実したツアーとなりました。最後に訪れたラスベガスでは、帰国便に乗るため夜中の3時にホテルを出発する事務所メンバーを見送った後、一人でグランドキャニオンへの日帰りツアーに参加し、雄大な景色を堪能することもできました。

## 11. USPTO での面接審査

研修の終盤になって、審査官との面接審査を受けるために、USPTO まで事務所の先生に同行する機会がありました。2件の面接審査に同席させて頂きましたが、いずれも担当審査官は若い方で、その上席審査官も同席の上で面接審査が行われました。上席審査官の執務室にある小さなテーブルを使い、とてもリラックスした雰囲気で行われました。私も予め案件の内容を把握し、反論のポイントについて担当の先生と打ち合わせをした上で、当日の面接審査に臨みました。そのうちの1件においては、本件発明の構成による作用効果について担当審査官がやや理解不足であると思われる部分もありましたので、私からも少し説明を加えさせて頂きました。予め送っておいた補正クレーム案の文言に関して、担当審査官はまだ引例との差別化が不十分であるとのコメントを述べられたのに対し、上席審査官は別の補正案を提案してくれるという非常に前向きな態度で対応してくれたのがとても好印象でした。堅苦しく気難しい人達かと予想していましたが、実際の審査官のイメージは、それとは全く違うものでした。

## 12. 研修を振り返って

1年があつという間に終わってしまった、というのが正直な気持ちです。それだけ充実した研修だったと思いたいですが、単にその場の状況に追われ慌ただしく過ごしてきただけなのかもしれません。私として

は、渡米当初は全くついていけなかった米国人同士の会話にも少しずつ慣れてきて、さあこれから、という雰囲気になった時に研修が終了したという気持ちです。

しかしながら、研修の一つの目的であった、米国の審査における審査官の考え方や米国代理人の考え方を理解することについて、少しは達成できたように思います。これは、1年というスパンの研修であるが故に多くの案件に携わることができ、その案件を通していろいろな先生方からアドバイスを頂くことができ、また、OAに対する反論方針について議論することがで

きたからであると考えています。

最後に、今回の米国研修を承認しサポートして頂いた藤本昇所長と当事務所のパートナー、また、1年間の研修を受け入れて頂いた The Webb Law Firm の Russell D. Orkin 先生、そして、私のわがままな要望を寛容にも聞き入れて頂き、研修中も常に気配りをして頂いた Richard L. Byrne 先生にはこの紙面を借りて心より感謝の意を表したいと思います。

以上  
(原稿受領 2013. 5. 17)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 須藤 浩

### 記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。